

1 計画改定の枠組み

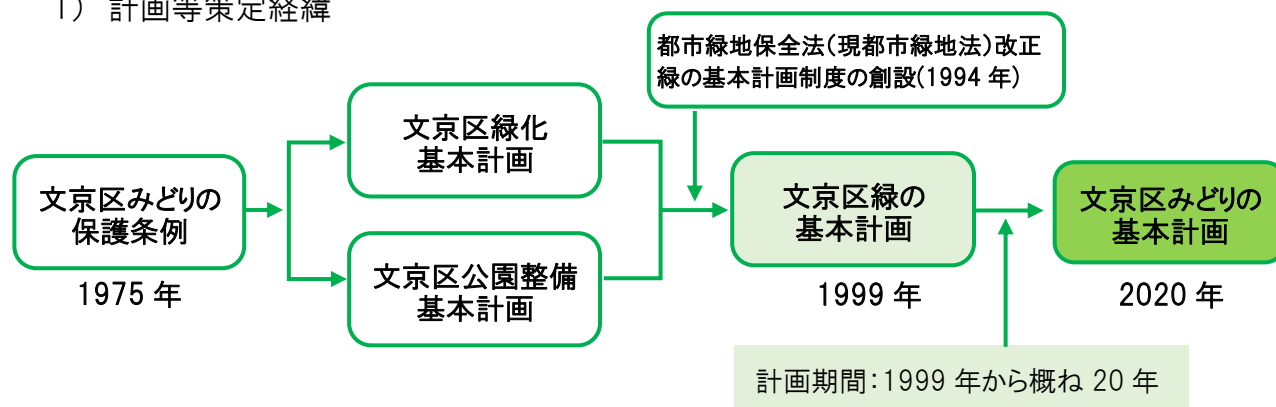
(1) みどりの基本計画とは

- 都市緑地法第 4 条に基づき、区市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に行うために定める、当該区市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。

(2) 計画改定の背景と目的

- 「文京区緑の基本計画」の策定から 20 年が経過し、計画期間が満了することを受け、社会情勢や自然環境の変化、法改正、上位計画の改定等に対応し、計画の改定を行います。

1) 計画等策定経緯



平成 11(1999)年に「文京区緑の基本計画」を策定後、目白台運動公園を平成 21(2009)年に開設する等、区内の公園の面積は増加してきました。さらに、平成 24(2012)年に策定した「文京区公園再整備基本計画」に基づき、利用者や近隣住民との意見交換会等を行い、公園の再整備を進め、公園の質の向上に努めてきました。

しかしながら、人口が増加した影響もあり、区民一人当たりの公園面積は、減少してきました。区内で新たに公園用地として取得できる土地は非常に限られており、公園面積の増加も難しい状況です。文京区の人口は、令和 21(2039)年頃まで増加することが予想されており、区民一人当たりの公園面積の増加は困難です。

今後、これまでの様に区が主体となって公園、緑地等を整備していくことによるみどりの創出だけでは、今までのようにみどりの量が増えていかない可能性があります。

このような背景のもと、文京区におけるみどりをより豊かにし、区民がいつまでも住み続けたいと思えるまちとするため、区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくことを目的として、「文京区緑の基本計画」を改定します。

2) みどりを取り巻く社会動向

- 平成 27(2015)年に国連により、SDGs(持続可能な開発目標)が設定されました。
- グリーンインフラの考え方が注目されています。

●SDGs(持続可能な開発目標)

SDGsは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標を示します。MDGsは開発途上国のための目標でしたが、SDGsは格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策等、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含んでいます。また、この達成のために、先進国も途上国も、各国政府や市民、民間セクターが連携して活動していくことが求められています。

目標は全部で 17 項目にわたりますが、特に文京区みどりの基本計画に関連すると考えられる目標は以下が挙げられます。

- 目標 6 : 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 11 : 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12 : 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13 : 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 目標 15 : 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 17 : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



図の出典:総務省ホームページ

●グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

国内では、平成 27(2015)年に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」、「安全・安心で持続可能な国土」、「人口減少、高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

国土交通省では、令和元(2019)年にグリーンインフラの当面の考え方として、「グリーンインフラとは社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組」であるとしています。「従って、自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ね、グリーンインフラの主旨に合致」するものであると示しています。

現段階で具体的な制度等に基づくものではありませんが、みどりの有する保水、防火、景観の向上といった機能を用い、ストックとして活かしていく視点を持つ必要があります。

3) 関連する国の方針の整理


関連する国の方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
SDGs実施指針	・SDGs(持続可能な開発目標)の推進
都市緑地法改正	・市民緑地認定制度の創設 ・緑の基本計画記載事項追加(都市公園の管理方針 等) 等
都市公園法改正	・官民連携等による都市公園の活用 等
生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き	・生態系ネットワークに配慮した緑地の配置 等

【都市公園法等】

都市公園の再生・活性化

- 都市公園で**保育所等の設置を可能に**(国家戦略特区特例の一般措置化)
- 民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設**
 - 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置
管理者を民間事業者から**公募選定**
 - 設置管理許可期間の**延伸**(10年→20年)、**建蔽率の緩和等**
 - 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施**



(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け
【都市開発資金の貸付けに関する法律】
(予算) 広場等の整備に対する補助


▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)

- 公園内の**PFI事業に係る設置管理許可期間の延伸**(10年→30年)
- 公園の活性化に関する**協議会の設置**

【都市緑地法】

緑地・広場の創出

- 民間による**市民緑地の整備を促す制度の創設**
 - 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
(税) 固定資産税等の軽減 (予算) 施設整備等に対する補助
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充**
 - 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

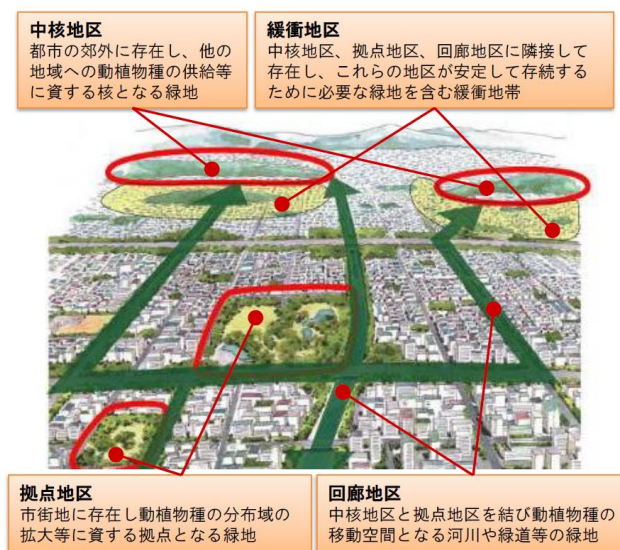
【都市緑地法】

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

- 市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充
 - 都市公園の管理の方針**

都市公園法改正、都市緑地法改正の概要

図の出典:国土交通省資料を一部修正



エコロジカル・ネットワーク形成のイメージ図

図の出典:生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引きより引用

4) 関連する東京都の方針の整理

関連する東京都の方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
都市計画公園・緑地の整備方針(2011年) ^{※1}	・10年間で優先的に整備する公園・緑地の選定 等
緑施策の新展開(2012年)	・協働による街路樹の育成、都市公園の充実によるネットワーク形成 ・魅力ある水辺空間の創出 ・都市開発諸制度による緑化推進、民間による自主的緑化促進 等
緑確保の総合的な方針(改定)(2016年) ^{※2}	・崖線部のみどりの保全 等
都市づくりのグランドデザイン(2017年)	・緑の保全活用(公共空間と民有空間とが一体となった緑の創出、開発に併せた公園的空間や緑地の整備の誘導、水と緑のネットワーク化 等) ・水辺に顔を向けたまちづくり(舟運ネットワーク、水辺環境を意識した開発 等)
東京における土地利用に関する基本方針(2019年)	・都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出 ・緑化地域の指定によるみどりの量の底上げ ・市民緑地認定制度の活用による、みどりの量的な底上げと質の向上 ・都市開発諸制度活用方針の適用エリア・育成用途等の見直し ・木造住宅密集地域における空き家・空き地の活用や共同化等に合わせた緑化スペースの創出 等
東京が新たに進めるみどりの取組(2019年)	・東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない ・都市開発諸制度等の活用によるみどり創出 ・崖線、丘陵地、河川等のみどりの骨格の保全の推進 ・市民緑地認定制度活用促進 等

※1 都と区市町が合同で策定したもの

※2 都と区市町村が合同で策定したもの



図の出典：都市づくりのグランドデザイン(2017年)より引用

都市づくりのグランドデザインにおける4つの地域区分と2つのゾーン



図の出典：東京が新たに進めるみどりの取組(2019年)より引用

東京が新たに進めるみどりの取組における東京のみどり等の現況とこれからの主な取組

5)文京区の上位・関連計画における方針の整理

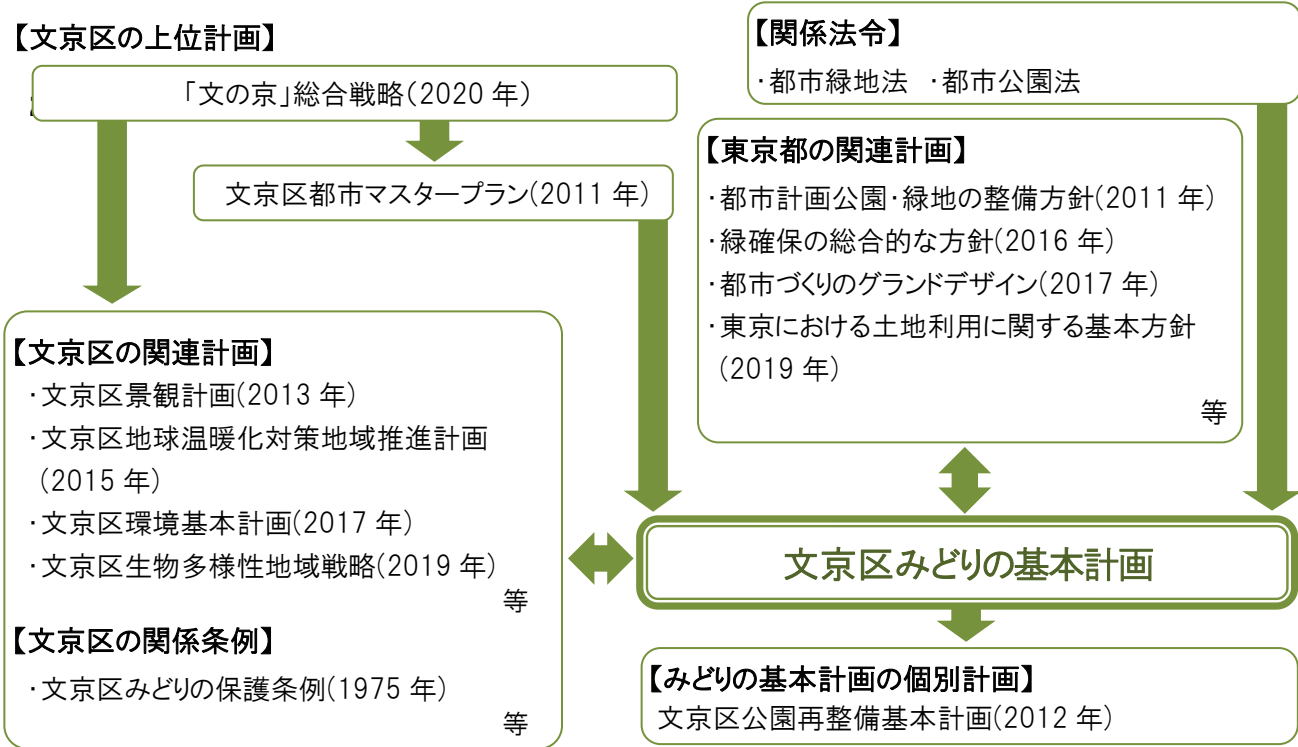
文京区の上位、関連計画における方針について、計画改定の際の前提として把握すべき内容としては以下の点が挙げられます。

計画等	
文京区みどりの保護条例 ・1975年施行	<p>【概要】みどりの保護、みどりの育成、知識の普及等、総則から成る「みどり」は樹木・樹林が対象</p> <p>【主な制度等に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね5年毎にみどりの実態調査を行い公表する。 保護樹木(規定に定められた樹木等を指定、区はこの保護の助言、援助を実施) 緑化基準の設定(規則で定める基準に基づき公共・民間施設の緑化を実施) みどりの育成協定(規則で定める基準に該当する地域で所有者(管理者)と協定締結、区は管理者へ苗木の供給、あっせん等の措置を行う。) みどりのモデル地区指定(みどりの保護と育成のため、特に必要があると認める地区をみどりのモデル地区として指定、モデル地区に対して区長はみどりの保護と育成に必要な措置の実施及び公共施設の緑化を優先的に努める。)
文京区基本構想 ・2010年度策定 ・計画期間概ね10年間	<p>【将来都市像】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」 <p>【関連する施策:観光】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化の香りや四季を感じることができる本区の特性を活かす。 「まちあるき」が楽しめる魅力的な観光プランを提供する。 <p>【関連する施策:住環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの地域の特性を活かした地域主体のまちづくりを進める。 公園等のオープンスペースや、散歩したくなる緑にあふれる歩行空間の創出・整備を進める。 <p>【関連する施策:環境保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な生きものが生息できる環境を育み、自然との共生を図るため、身近な生活空間の緑化を進めるとともに、公園等のオープンスペースの適切な管理や緑を保護する制度の活用等により、緑地を適切に保全する。 ヒートアイランド現象を緩和するため、環境に配慮した建築物や緑化の推進、保水性や遮熱性を備えた資材の利用を促進する。等
文京区都市マスタープラン ・2010年度改定 ・目標年次2030年(概ね20年間)	<p>【まちづくりの目標】協働で次世代に引き継ぐ 安全で快適な魅力あふれるまちづくり</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> まとまった緑の空間を相互に結び、回遊性を高め、様々な生きものが生息できる環境を形成するため、人と生きものが行き交う水と緑のネットワークを配置する。 <p>【緑と水のネットワーク軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な公園・庭園、寺社、教育施設、風致地区等のまとまった緑の空間と、低層住宅市街地及び神田川を結ぶ軸としての緑と水のネットワーク軸を、主として街路樹が連続する主要幹線道路や生活幹線道路に配置するとともに、これを補完する軸として主な生活道路とその沿道住宅にも配置する。 <p>【関連する主な方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑視率を高めるため、区民等と区が協働して身近な緑の保全とともに育成を進め、それらの緑を大規模な緑地や神田川の水辺とつないで、緑と水のネットワーク軸を形成する。 バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災施設の設置等、安心、安全で誰にでも親しまれる公園づくり 神田川や池泉や湧水等の親水空間、水辺空間を整備する。 景観協議や助成制度を活用しながら生垣、壁面、坂道の擁壁等の緑視率の増加を誘導する。 建築物の断熱性を高め省エネルギー化等につながる屋上緑化を進める。等
文京区公園再整備基本計画 ・2011年度策定 ・計画期間2019年度	<p>【基本理念】「文の京」の成り立ちを尊重し、自然、歴史、文化を大切にしつつ、人の輪が広がる公園をつくります。</p> <p>【方策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランドによる影響の緩和(緑化や特に台地上の公園等の雨水浸透への配慮) 多様な生物生きものの生息環境づくり(立地上特に重要な公園は、水施設の新設や小規模なビオトープづくりを実施) 災害時の公園の役割についての配慮(防火水槽、井戸、防火樹、雨水浸透・貯留施設、自然エネルギーを利用した照明等の整備) 安心、安全な公園づくり(ユニバーサルデザイン対応、利用者マナー向上) 地形や歴史を活かした公園整備(展望確保等高低差の活用、歴史の活用) 四季が感じられる植栽整備、区民参画による花壇づくり、木陰づくり 多世代が楽しめる遊び場づくりやスポーツや運動利用の整備・利用促進 区民の交流の場としての活用促進や区民参画の公園づくり 等

計画等	
<p>文京区 景観計画</p> <p>・2013年度 策定</p>	<p>【景観づくりの目標】 協働で取り組む「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観づくり</p> <p>【関連する基本方針や記載内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な緑を活かし、潤いのある景観をつくる。 ・神田川沿いのみどりを含む良好な景観を形成する。(大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化) ・大名庭園等の緑のまとまりを継承し、落ち着きと潤いのある景観の形成を図る。 ・目に見える緑(緑視率)の増加を図る。 ・地域のシンボルとなっている樹木を尊重する。 ・憩いの場である公園の緑を大切に、潤いのある景観を形成する。等
<p>文京区環境 基本計画</p> <p>・2016年度 改定</p> <p>・目標年次 2026年度 (10年間)</p>	<p>【関連する主な施策】</p> <p>○地域の魅力を活かした良好な景観まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどり豊かな景観づくり ・景観重要建造物・樹木の指定等による景観資源の保全 等 <p>○緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模緑地機能の維持 ・地域特性に応じた特徴ある公園づくり ・神社・仏閣や巨木、公園等の歴史・文化・自然環境を結ぶ緑の散歩道の一体化 ・みどりの保護条例に基づく自然環境の確保 等 <p>○水辺の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・崖線や公園内の水辺等の保全 ・自然とふれあう場としての湧水の活用の検討 ・公園等における水に親しめる場の整備 等
<p>文京区 地球温暖化 対策地域 推進計画</p> <p>・2014年度 改定</p> <p>・計画期間 2019年度</p>	<p>【アクションプランの基本指針】 未来へつなぐ低炭素のまちぶんきょう(文の京)</p> <p>【関連する区のアクションプラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文京区みどりの保護条例」に基づく緑化指導 ・保護樹木・樹木の制度による樹木の維持管理支援 ・生垣造成補助、屋上等緑化補助 ・街路樹・植樹帯の保全 ・透水性・遮熱性舗装、保水性舗装の実施
<p>文京区生物 多様性地域 戦略</p> <p>・2018年度 策定</p> <p>・計画期間 2028年度 (10年間)</p>	<p>【生物多様性都市ビジョン】 生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち</p> <p>【主な施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出 ・区民・事業者における身近な生物多様性の創出 ・歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承 ・エコロジカル・ネットワークの形成 ・外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進 ・持続可能な都市開発における生物多様性の再生の促進 <p>【関連する主な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した公園づくり及びその活用の推進 ・生物多様性に配慮した公共施設の緑の充実 ・街路樹・植栽帯の保全・充実 ・住宅におけるビオトープの創出の促進 ・事業所におけるビオトープの創出の促進 ・保護樹林・樹木の保全 ・大規模緑地や湧水等の維持 ・歴史・文化に培われた緑の継承 ・生きものが生息・移動する空間のネットワーク化 ・緑の散歩道の一体化(歴史、文化、自然、個性あるまちの風情にふれながら楽しく快適に歩ける道) ・外来種等の侵入・拡散防止及び駆除 等

(3) みどりの基本計画の位置づけ

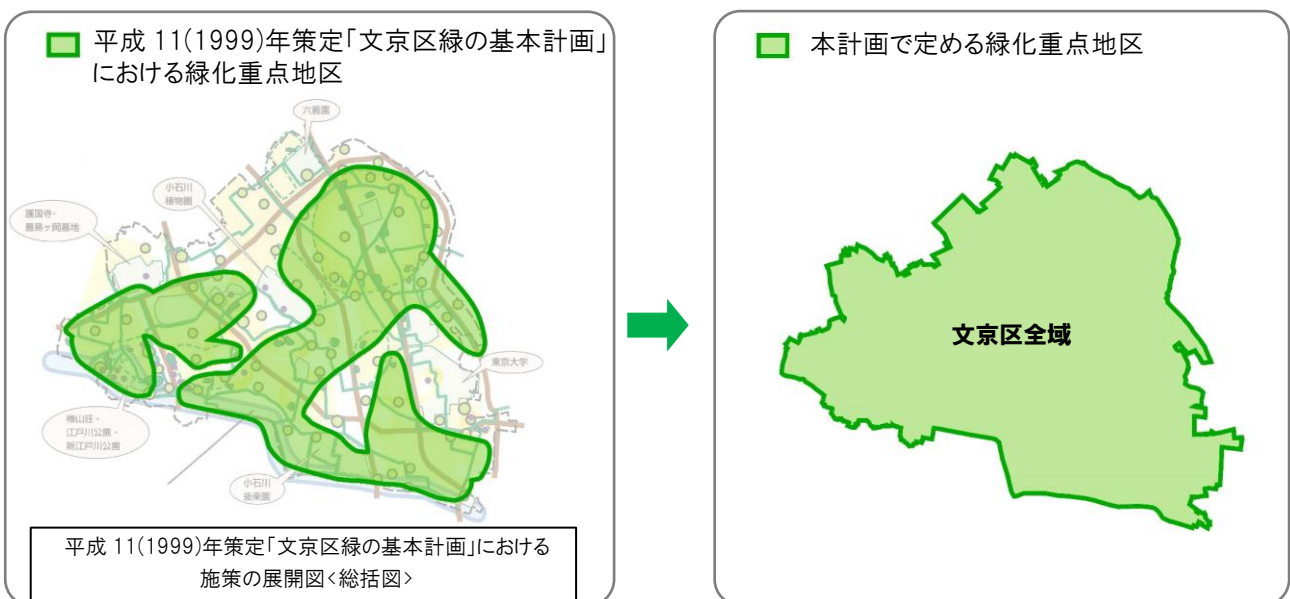
- 都市緑地法、都市公園法等の関連法令、都市づくりのグランドデザイン等の都の関連計画を考慮します。
- 「文の京」総合戦略、文京区都市マスタープラン、文京区環境基本計画等の区の上位・関連計画の枠組みの中に、みどりの基本計画は位置づけられます。



みどりの基本計画の位置づけ

(4) みどりの基本計画の対象区域

- 文京区全域を対象とします。
- 文京区全域を緑化重点地区とします(p49 参照)。

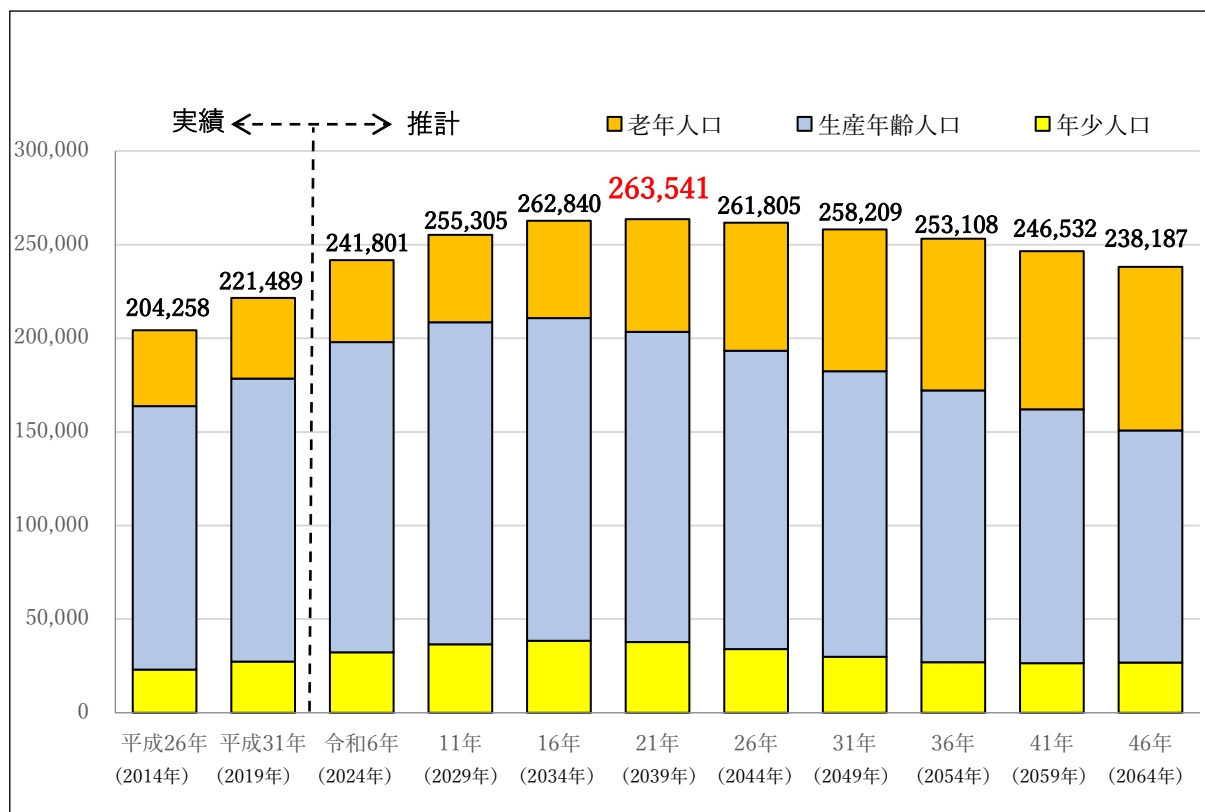


改定前の「文京区緑の基本計画」と本計画における緑化重点地区の比較

(5) 計画期間

- 令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度までの 10 年間とします。
- 平成 31(2019)年 1 月 1 日現在の区の人口は 221,489 人です。
- 令和 11(2029)年の将来推計人口は 255,305 人とされています。

区の人口(人)	
平成 31(2019)年 1 月 1 日現在	221,489



文京区の将来推計人口

グラフの出典:「文の京」総合戦略から作成

(6) 対象とするみどり

○ 公園や民有地におけるオープンスペース、街路樹や植樹帯等の植物、河川や湧水等の水循環やその中の生きものの営みを含む、広い範囲のみどりを対象とします。



住宅地のみどり



公開空地のみどり



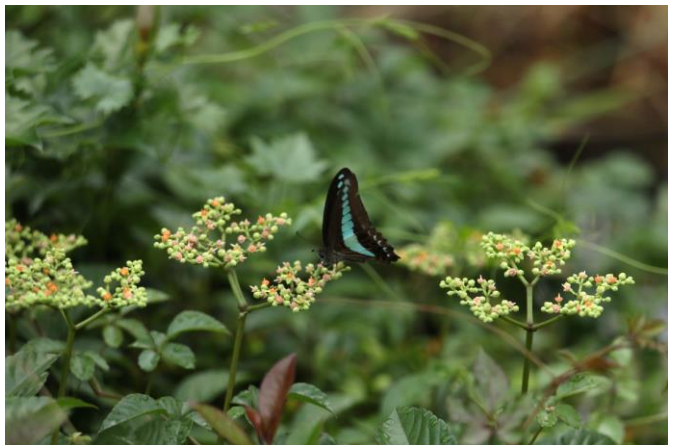
公園のみどり



街路樹や植樹帯のみどり



河川・湧水のみどり



生きものを育むみどり

写真の出典：文京区生物多様性地域戦略(2019年)より引用